

平成19年9月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

農林水産省 政策評価結果及び反映状況

農林水産省は、平成18年度政策の政策評価結果を公表するとともに、18年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況についても公表しました。

農林水産省政策評価においては、基本計画に基づき実績評価、総合評価、事業評価を行うこととしており、今回の評価結果は、実績評価の方式に基づく18年度の政策の評価結果を取りまとめたものです。実績評価においては、16の政策分野における55の目標を対象とし、そのうち、約6割の達成ランクが概ね有効となりました。

評価結果の政策への反映状況については、昨年度公表された実績評価の結果及び公共事業等の事前評価の結果を19年度政策に反映した状況を公表しています。

<http://www.maff.go.jp/j/assess/hyoka/kekka/2006/pdf/summary.pdf>

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/17hanei.pdf>

岩手県 平成19年度実施政策評価結果

岩手県の総合計画は、5つの社会、17の政策、78の分野及び約350の主要な事業で構成されており、政策評価は、具体的な推進方策や取組が盛り込まれていない4分野を除いた74分野を主な対象として、総合計画に掲げる主要な指標や県民意識調査を基本に、目指していた状況にどれだけ近づいたかという視点から総合的に評価しています。

この程、18年度の状況の評価結果を公表しました。それによれば、進展しているのが6分野、維持が58分野、停滞が10分野となっています。

<http://www.pref.iwate.jp/hp0212/seisaku/H19kekka/digest18.htm>

神奈川県 行政システム改革基本方針

神奈川県では、平成18年10月に「行政システム改革基本方針（仮称）素案」を公表し、県民の意見を募集していたところ、この程、意見を踏まえ、「行政システム改革基本方針」を策定、公表しました。

基本方針は、取組期間を19から22年度としており、変化に対応した質の高い県政の展開を目標に、多様な公的サービスの担い手との協働と連携、多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立、

県民の視点に立った行政サービスの提供を基本方針としています。

また、改革の実効性を確保するため、毎年度の進行管理に当たっては、具体的な取組項目や実施状況を公表するとしています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/gyoukaku/gyoukakukihon/housinpage.html>

大阪府 市場化テスト対象業務の民間開放の方向性

大阪府では、市場化テストの対象業務について、5～6月にかけて民間事業者等から事業提案を公募し、7月に大阪版市場化テスト監理委員会において、事業提案の内容確認及び官民比較等の審議が行われ、その結果を踏まえ、8月に府として、対象業務の民間開放の方向性を決定しました。

職員研修業務及び大阪自動車税事務所の催告事務は、民間開放を実施することとし、前者については、20年4月から民間事業者による事業を開始する予定としています。また、高等職業技術専門学校テクノ講座及び建設業許可申請の受付等事務は、検討を継続するとしています。

<http://www.pref.osaka.jp/kikaku/sijohka/jisshi.html>

政策評価に関するアンケート結果

政策評価に関するアンケートを、平成19年8月に都道府県職員を中心に市町村職員及び一般国民に対して行ったので、その結果の概要を報告する。

1 政策評価の認知度

政策評価について、「趣旨・内容ともよく知っている」と答えたのは、都道府県職員（以下、「県職員」という。）では45パーセントであったのに対し、市町村職員（以下、「市職員」という。）は18パーセントであり、一般国民は「知っていた」との答が11パーセントであった。当然ではあるが、やはり県職員の認知度がずば抜けて高い。

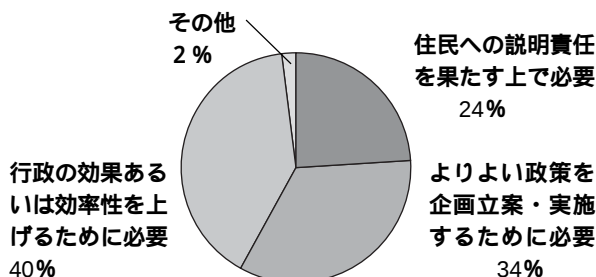
その他、県職員では34パーセントが「趣旨は知っているが、内容はあまり知らない」、21パーセントが「評価を行っていることのみを知っている」との回答であった。

なお、市職員への、市町村において政策評価を実施しているかどうかの質問に対し、29パーセントが「きちんと実施している」、24パーセントが「試行している」との回答であり、11パーセントの「実施予定がある」との回答を含めると64パーセントと3分の2近くが政策評価を実施しているか、実施予定と答えている。この他、「予定はない」が5パーセント、「わからない」が31パーセントあった。

2 政策評価実施の必要性

政策評価を行うことについては、県職員のうち80パーセントが「必要である」との回答であり、「必要はない」、「何とも思わない」との回答が、それぞれ10パーセントずつであった。

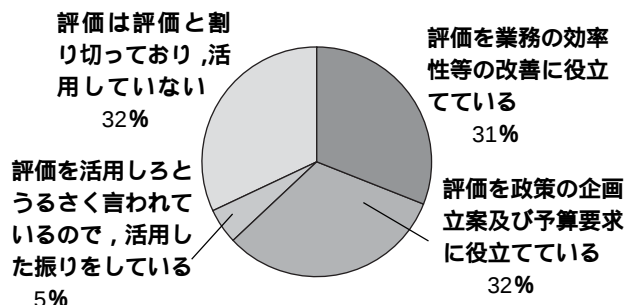
必要だとする理由のうち、最も多かったのが、「行政の効果あるいは効率性を上げるため」とする40パーセントであり、続いて「よりよい政策を企画立案・実施するため」が34パーセント、「住民への説明責任を果たす上で必要」が24パーセントとなっている。その他にも、「本当に必要な政策の見極め」、「行政の变革を促す効果」等の回答があり、行政内部での活用を図る意識が強いことがうかがえる。



市職員においても、66パーセントが「住民に対する行政サービスの向上等のため実施する必要がある」と回答しており、「日常業務を圧迫するので必要ない」の11パーセント、「実施すべきほどの政策を行っていないので必要ない」の8パーセント、「わからない」の14パーセントを大きく上回っている。

3 政策評価の活用

県職員へ評価の活用について質問したところ、31パーセントが「業務の効率性等の改善に役立てている」、32パーセントが「政策の企画立案及び予算要求に役立てている」との回答であり、3分の2近くの職員が何らかの形で評価を活用していることがわかる。これに対し、「評価は評価と割り切っており、活用していない」が32パーセントの回答であった。



実際、どのように評価結果を役立てているかについては、それらのうち46パーセントが「施策の目的にあわせた施策等の修正を行っている」としており、最も多く、次いで「効率性のよくないところを見つけて事務事業の改善を図っている」が38パーセントであり、「新しい施策・事務事業の企画立案及び予算要求を行っている」が15パーセントと上記の回答とは、少し食い違っている。

4 外部評価

県職員に県職員以外が行ういわゆる外部評価について質問したところ、「役割が違うので外部評価と内部評価の両方行うべきであるとする」のが最も多く68パーセントであり、「外部評価を中心とすべきである」が19パーセント、「どちらでもとくに変わりはない」が7パーセント、「内部評価を中心とすべきである」が6パーセントの順であり、両方とも必要との考えが過半である。

5 評価に対する住民の受け止め方

一般国民に、政策評価の結果を役所又はホームページで閲覧しようと思うかどうかと質問したところ、「わざわざ出かけることはしないが、ホームページでなら閲覧する」が65パーセントと過半を占め、「閲覧したいとは思わない」の14パーセントと比べ、評価結果への関心はかなりある。（永山）

英国の影響評価 (規制影響評価の改正)(下)

前号に続き、英国の影響評価について報告する。

5. 影響評価の対象となる提案

- (1) 影響評価は、次のような提案について要求され、いわゆる規制以外の行動規範(Code of Practice) 通常は、独立団体等が政府又は各省から権限を与えられて、特定の分野における運営を監視するものとして作成) や政府のガイダンスも含まれる。

企業や第3セクターに対して費用を課する又は削減するもの

公共機関の person 費、設備等の費用(500 万ポンド以内を除く) に影響するもの

再分配(例えば、あるグループから他のグループへの費用又は便益の移転) を伴うもの

管理上の費用における変化を伴うもの

EU の提案についての英国の交渉立場に対する閣議合意を求めるもの

立法プログラム内閣委員会に対して議員立法のための企画を提出するもの

RIA では規制以外のものが含まれるかどうか明確でなかったため、これらのものが含まれることを明らかにする趣旨もあって、規制影響評価の規制の文字をなくし、単に影響評価としたものであり、RIA は既にブランドになっているので名称を変更することについては、かなりの反対意見があったとのことであった。

- (2) これに対し、次のような提案については、影響評価は要求されない。

政策の変更が、企業、公共部門、第3セクター、規制省庁又は消費者に対する費用の増加又は節約につながらない場合

道路閉鎖命令

インフレ率のような既定の公式によって法令による料金若しくは税金が変更される場合又は管理上の費用の増加若しくは節約に関連しない税金若しくは税率の変更に関するもの

- (3) 実際にどのくらいの数の政策が影響評価の対象となるのかについては、内閣府では確たる返答をもらえなかった。これに対し、環境食料農村地域省では、昨年1年間にイングランドだけで3183の規則が出されており、それから考えれば数千となることが予想されるが、便益又は影響が小さいと想定されるものについては、多くの時間をかけて細かく行ったりはしないだろうとの話であった。

6. 政策介入の論拠

いかなる政策による介入も明確な論拠を持っているべきとされており、その論拠としては、市場の失敗又は公正性を挙げている。

- (1) 市場の失敗

市場自体が有効なアウトカムをもたらさない又はもたらすことが予期できない状況であり、政策介入はその改善を目指すべきである。市場の失敗の類型として、公共財の提供、経済外部性、不完全な情報、情報の非対称性、市場の独占又は寡占が挙げられている。

- (2) 公正性(equity)

介入によって実現すべき公正性については、次のようなものが挙げられている。

垂直的公正

裕福な個人/ 家庭からより貧しい個人/ 家庭への所得移転

水平的公正

同様の必要性を持つ個人/ 家庭は同様に扱われるべきである

社会的一体性

誰もが自分の住む社会の生活に十分参加することのできる所得の機会及びサービスにアクセスできるようにすべきである

世代間公正

現在及び将来の世代の必要性に均衡を持たせる

7. 費用便益の関係

提案される政策による便益が、費用を正当化することが必要である。費用には、監視、施行等に必要で管理上の費用が含まれ、便益には、環境的、社会的及び経済的な便益が含まれる。

便益については、貨幣化等の定量化が困難な場合がある(内閣府では、理論的にはすべての便益は定量化できるとの意見であった。) が、すべての便益を記載することが要求されている。その記載において、政策による便益が定量化されていなくとも、つまりは数値として費用を上回っていなくとも、費用に見合うものと認められれば、担当大臣は、その提案を「便益が費用を正当化する」と承認し、署名宣言する。

便益の定量化の手法は、各省に任されており、環境食料農村地域省においては、土地の環境について貨幣価値をつけるためのリサーチを行っている。

8. 影響評価の実施

新たな影響評価は、5月中旬から国民への協議において提示されている。本年11月からは、すべての影響評価は、新たな影響評価により行うこととされている。
(永山)

出張報告

山口県の政策評価制度の見直し

以下の報告は、19 年 8 月、当センター伊藤が山口県庁を訪問し、調査した結果を取りまとめたものである。同庁のご協力に心から感謝申しあげる。

1. 取組みの経緯

山口県では、平成 15 年度から、説明責任の徹底、県民の視点に立った行政サービスの向上、行政への県民の参画機会の拡大、山口県の長期計画である「やまぐち未来デザイン 21」の計画的な推進を目指して政策評価制度が導入され、18 年度に見直しを行って、今日に至っている。

2. 評価の体系

山口県では、行政のマネジメントサイクルを「施策・事業の立案」「事業実施」「政策評価」「施策の改善」の 4 段階とし、政策評価は、施策と事業（主要事業と個別事業の 2 段階）のレベルで行われている。施策評価では、施策を構成する事業の成果と県民満足度、客観的な数値目標の達成度により、施策の達成が評価される。

評価主体は、第一次の評価を担当部局が行い、総合的な評価は部局長で構成される「デザイン 21 実行委員会」が行っている。

3. 山口県の評価等の特徴

(1) 施策の改善

「施策の改善」は、具体的には、施策や事業の評価を行う過程で明らかになった問題点について担当部局が改善・見直しを行う段階のことで、言わば一般的に言われている評価段階を 2 つの段階に分け、政策評価の実施によって、施策や事業の改善・見直しを行うことを明確にした、ということができよう。

(2) 満足度調査

満足度調査は、政策評価のために単独で実施しているのではなく、山口県が県民の意向を把握するために行っている「県政世論調査」（県内全域の

20 歳以上の男女 3,000 人を対象、18 年度の回収率 54%）の一環として行われている。50 項目の施策につき、「よくやっている」「まあまあ」「努力が足りない」の 3 つの選択肢で意見を求め、「まあまあ」以上を「満足」としている。並行して「特に力をいれてほしい」という項目を設け、○をした割合を優先度としている。

満足度を評価の指標とする県は、山口県に限らずよく見られる。施策や事業の実施が県民のためである以上、満足度は大事な評価指標ではあるが、一方で回答者が全部の施策についてよく知っているとは限らず、担当者としては取扱いに難しい面もあるのではないかと推測される。

(3) 18 年度の見直し

従来の山口県の評価は、まず施策評価が行われ、その結果を基にして事業評価を行うというものであったが、18 年度に、事業の成果を施策の評価により反映させるために、まず事業評価を行い、その結果を基に施策評価を行う、という形に改善された。この結果、自ら担当する事業についてばかりでなく、県の施策に対しても、さらには県の政策の方向性に対しても、担当部局の果たす役割がきちんと整理された。

(4) 評価と予算

18 年度の見直しにより、事業評価の結果が、県の政策の方向性の改善に反映され、さらにそれが予算編成に反映されるようになったようである。今後は、職員の政策評価に対するモチベーションをさらに上げるためにも、評価の結果に予算上何らかのインセンティブを設ける、といった措置の検討も期待されるところである。

4. まとめ

山口県は、政策評価に取り組み始めたのが比較的新しく、また 18 年度に見直しが行われたばかりなので、現在はその定着化を目指しているところである。どこの県でも、現在、政策評価は曲がり角にさしかかっている印象を受けるが、世界各国では、政策評価は絶え間なく進歩を遂げており、山口県も、今後とも、政策評価の原点を踏まえつつ、さらに進展し続けていくことを期待したい。（伊藤）

編集後記

英国へ行った折、英国産の白ワインをご馳走になりました。英国のような寒冷地でワイン用のブドウが収穫できるなんて思いもよらなかったもので、興味津津で飲んでみましたが、結構な味で二度びっくりしました。

英国では、地球が温暖化した 11 世紀ごろには、ワインが醸造されていたというのは聞いたことがありますが、近頃の地球温暖化でブドウ栽培が可能になったのでしょうか。英国環境食料農村地域省の目的の一つは、気候変動への対応ですが、英国産のワインを飲める幸福を考えると、地球温暖化について、ちょっと複雑な思いになりました。（永山）

AFFPRI report

平成 19 年 9 月 15 日 No.83

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三會堂ビル 9 階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>